

## ご質問に対する回答について

2020.11.13 公開

2020.11.24 A3 追記

### 募集要項「1. 建替え方針に係るコンセプトについて」

Q1 コンセプトに「会員数動向」とあるが、どのような動向で推移しているのか、又、どのように今後推移する見込みなのか教えて頂きたい。

A1 当協会が創立50周年を迎えた平成29年に実施した会員の業容・業態調査及びシミュレーションの結果では、10年後、現在870名の正会員数が700名台にまで減少するという結果が出ています。

一方で、ここ数年は、シミュレーション通り退会者が出ているものの、新規入会者も例年並みの数字を維持しており、遞減曲線が2年未来へ（右）へシフトし、減少傾向が鈍化している状況です。

### 募集要項「3. 応募資格について」

Q2 応募要件に「ここ5年以内に竣工した～」とあるが、応募要件上の竣工の定義を教えてください。弊社が今取り扱っている案件で、建築確認申請は令和2年5月に終わっているが、完了・引き渡しは令和3年2月を予定している。

A2 竣工の定義は、「完成・引き渡し」です。

Q3 応募に必要な「時期・規模・種別（用途）」要件について、準じる形の実績ではダメなのか？また、増改築に係る実績については、どのように考えればよいのか？

A3 「時期・規模・種別（用途）」要件は、厳守して下さい。

具体的には、「オフィスビル・集会施設・公共施設」のいずれも「5年以内の完成・引き渡し」「延床面積800㎡以上」「3階建て以上」の要件を満たしたものでなければ該当しません。

増改築についても、上記要件を満たすものとします。

**ただし、福祉施設等、人が集まる施設については集会施設に類するものとする。**

Q4 「ここ5年以内に竣工」とは、提案書の提出締切である「令和3年1月8日から遡って5年（平成28年1月8日以降）」の竣工物件という認識でよいのか？

A4 募集受付を開始した「令和2年10月30日」から遡って5年以内です。

Q 5 石川県外の設計事務所ですが、金沢市内に本店のある設計事務所とJV（ジョイントベンチャー：共同企業体）を組み、かつ、オフィスビルの実績が大阪に本店のある弊社のみという条件でプロポーザルに参加することは可能ですか？

A 5 JVは認めません。

Q 6 JVを構成する場合、いずれか1社が資格要件を満たすことでよいか？  
加えて、総括責任者及び意匠担当主任技術者は、資格要件を満たしている企業から選出する必要があるのか？

JV認められるなら、JVとして応募する場合に必要な提出書類をご提示下さい。

（設計者経歴等関係書類は、資格要件を満たしている企業のみのものでよいか？構成企業全ての書類が必要か？など）

A 6 A5の通り。

Q 7 設計プロポーザルへ申込み後に、申込んだ一企業がJVを構成したり、申込みをしたJVの構成メンバーを変更してもよいか？

A 7 A5の通り。

Q 8 応募資格の要件に「実施設計を元請事業者として行った実績」とあるが、JV構成員として元請事業者となった実績でも問題ないか？

A 8 A5の通り。

単体の元請事業者としての実績が必要です。

Q 9 本提案への応募は、総括責任者を除く協力者を加えることができるとあるが、意匠担当主任技術者についても協力者として加えることができるという認識で間違いはないか？

その場合、協力者としての意匠担当主任技術者については、要建築士資格などの資格要件はあるか？また、経歴や主要業務実績の提出を求められているが、意匠担当主任技術者においては、応募資格要件外の実績でもよいか？

A 9 意匠担当主任技術者についても、意匠に係る責任者という観点から提案社内の者とします。主任（責任者）でなく、一般的な意匠担当の技術者であれば、協力者（協力事務所）として加えることは可能です。

意匠担当主任技術者の資格要件については、求めています。

また、主要実績については、応募資格要件外の実績でも構いません。

応募資格要件は、建築士事務所単位の要件です。

Q10 専門分野の協力者として、社外の者を意匠担当主任技術者として加えてもよいか？

A10 A9の通り。

#### 募集要項「4. 応募に必要な書類について」

Q11 提案書の中に、「設計料及び設計監理費の見込額」とあるが、提示した価額は評価の対象となるのか？

A11 評価項目の一部です。

Q12 提案書の中に、「設計料及び設計監理費の見込額」とあるが、「設計料及び工事監理費の見込額」との認識で間違いないか？

また、この見込額に含まれる関係申請手続きに係る費用の範囲を教えてください。

A12 設計監理は、建築士法及び建築基準法上の工事監理と同意です。

確認申請等に必要の関係申請手続き費用は含まない。

Q13 提案書において、内容を補完する絵図版などの使用は可能か？文章だけでなく、イラストや系統図（概念図やイメージ図）を挿入して表現してもよいか？

A13 構いません。

図面用等としているA3版にも説明文や注釈等を入れることも可。

Q14 提案内容については、あくまでもA4版の提案書に記載し、A3版は図面、イメージ図程度という認識でよいか？

A14 A13の通り。

Q15 後段に「提案書の表紙」に記載する記述があるが、提案書2枚以内とは別に表紙を付け、最大合計3枚になるという認識でよいか？

A15 よい。

Q16 設計者経歴等関係書類の注3に「他の建築士事務所での実績」とあるが、総括責任者の主要業務実績もそのように考えてよいか？

A16 よい。

#### 4. 応募に必要な書類

Q17 総括責任者・意匠担当主任技術者の主要実績について、用途は問わず過去5年以前の作品でもよいか？また、作品数について制限はあるか？

A17 A9の通り。

個人の実績については、物件の種別（用途）・年数は問わない。

Q18 設計者経歴等関係書類において、建築士事務所の商業登記簿謄本とあるが、個人事業主での応募の場合に必要な提出書類を提示して頂きたい。（一級建築士事務所登録証明書など）

A18 個人事業主は、一級建築士事務所登録証明書の写しを提出して下さい。

#### 募集要項「6. 与条件について」

Q19 与条件にある駐車場については、機械式のものも視野に検討してよいか？

A19 提案者側で予算と合う形で提案できるのであれば、選択肢の一つ。

Q20 現会館の延床面積について、1階のピロティ部分も面積に入るので、現会館の延床面積は、おおよそ300㎡が3層で900㎡と捉えてよいか？

A20 よい。

Q21 現会館の規模1階において、1階のピロティ部分が延床面積に参入されていないが、「延床面積800㎡程度」とは、建築基準法上の延床面積の目安として考えるべきか、ピロティなどを除外した建物の内部空間面積としての目安と考えるべきか、又は、他の範囲想定部分があるのか教えて頂きたい。

A21 現会館の規模を参考に、新会館も同規模程度もしくはそれ以下のものという観点から目安としての延床面積です。

内部空間面積と考えるか、その他想定部分を含んだ面積と考えるかは、提案者側の判断・設計内容による。

Q22 解体に関して想定するため、現会館の図面を提供して頂くことは可能か？  
また、解体費の概算見積書を徴収したとのことだが、その金額の提示は可能か？

A22 現会館の青焼き図面を閲覧用に提供させていただきます。(閲覧希望者は、事前にご連絡下さい。)

ただし、セキュリティや著作権上の問題でコピーは出来ません。

また、解体費の概算見積り額については、上記図面より算定して下さい。

Q23 アスベスト調査を実施したとのことだが、その調査結果の提示は可能か？

A23 報告書の提示はできません。調査概要は下記の通り。

外部外壁リシン吹付①②、3階男子トイレ天井裏の梁・デッキプレート吹付材より検体を採取し、X線回折分析法及び分散染色法による定性分析の結果、石綿の含有判定は「無」。

Q24 建設予定地として記載のある「敷地面積：960.98㎡」には、測量図上、既存建物の一部がかかっているように思える。測量図に示された範囲を1敷地として捉え提案すべきか、又は、既存建物がある部分を別敷地として960.98㎡より小さな範囲を1敷地として提案すべきか、又は、既存建物の有無を関係なく960.98㎡として指定されている範囲で提案すべきか、明示して頂きたい。

A24 南側敷地については、現会館解体後駐車場としての利活用を考えているので、敷地面積は、一体的に北側・南側双方に接道した1255.66㎡です。

座標の入った合筆後の平面図を協会ホームページの「会館建替えコンテンツ」に掲載します。

Q25 建築基準法及び確認申請時の観点から、敷地について、「6. 与条件」に表記のある「所在地及び敷地面積960.98㎡」が本事業の申請敷地と考えてよいか？表記の敷地であれば、幅員17.44mの北側道路のみの接道となり、現在利用している南側道路が接道とみなされず、敷地口46番+口128番は「隣接地(別敷地)」となる。

A25 A24の通り。

Q26 計画地(ハ2番3外8筆、口46番+口128番)内に高低差があるが、レベル測量データはあるか？ない場合は、レベル測量を行ってもよいか？

A26 高低差に係るレベル測量データは、ありません。

現地を確認する場合には、事前にご連絡下さい。

Q27 計画の考え方についてお尋ねします。

- ・ 現在建物が建っている敷地を「駐車場整備地」と考える。
- ・ ハ2番3外8筆地に建替え計画を考えている。
- ・ 避難経路の有効的な配置及び駐車場の最大限の確保、使いやすいコンパクトな平面計画において、建築基準法及び確認申請時の敷地は、北側・南側に接道した地番①+②を一体とした敷地面積 1255.66 m<sup>2</sup>と考える。

上記、3点の認識で間違いはないか？

A27 A24の通り。

Q28 建築基準法の本計画敷地面積は、 $294.68\text{ m}^2 + 960.98\text{ m}^2 - 528.33\text{ m}^2 = 727.33\text{ m}^2$ で、既存建物部分は隣接地と捉えてよいか？

A28 A24の通り。

Q29 設計するにあたり、建設予定地の地盤調査は行っているのか？

行っていない場合、地盤調査費用も見積額に含めるのか？

A29 A22の通り。

青焼き図面中、現会館の杭の柱状図（ $\phi 300$ 、 $l=7\text{m}$ と $\phi 400$ 、 $l=24\text{m}$ ）があるので、参考として下さい。

地盤調査費用も見積額に含めて下さい。

Q30 敷地のデータを頂くことは可能か？（CADデータ）

併せて敷地レベルが分かる図面も頂くことは可能か？

A30 A24の通り。

Q31 北側道路の歩道切り下げ及び植栽の位置の変更は可能か？

A31 法令等の許容する範囲で可能。詳細は、金沢市の所管部局に確認の上、工事費を見込んで下さい。

Q32 所要室の条件について、会員・一般利用を想定されているが、それぞれの利用方法をご説明頂きたい。（用途・頻度等）

A32 事務局・相談室・ホール（大会議室）等は、会員・一般双方の利用を想定。

その他は、原則、役員・会員のみ利用。

Q33 大会議室に「机や椅子を収納できる小部屋」「講師などの控室に利用可能な小部屋」とあるが、これらを含めて180㎡程度を希望しているという形で間違いはないか？

A33 その通りです。

Q34 大会議室は会員のみでの利用で不特定多数の人の利用はないものと考えてもよいか？

A34 A32の通り。

Q35 会議室設置階について、「事務局より上階」とありますが、その意図は「協会の機密保持の観点から来客エリアと離したい」という事か？

A35 同一階等でもよい。

Q36 「書棚配置予定」とあるが、移動書架の設置想定はないと考えてよいか？

A36 設置面積や予算に適合するようであれば、提案可。

Q37 「ITファシリティ」とあるが、サーバーなどの設置は検討しているのか？  
また、サーバーールームは必要か？

A37 サーバーの設置を予定。サーバーールーム（スペース）は必要。

Q38 エレベーターは、11人乗り1基でよいか？

A38 提案者に一任。

Q39 備品家具は、別途と考えてよいか？

A39 よい。

Q40 小会議室について、60㎡の小会議が出来る部屋を2室とありますが、合計120㎡（60㎡×2室）と考えて良いか？

A40 よい。

Q41 現状、井戸及び融雪設備は無く、今回計画で融雪設備を導入する場合、井戸掘削を行うという考え方でよいか？

A41 可能であれば。難しいようなら代替え手段等の提案を。

#### 募集要項「7. 提案に係る留意事項について」

Q42 「主催者は、設計者選定後、選定された設計者の提案に拘束されないものとする」とあるが、提案内容の根本的な変更なども視野に入っているのか？

A42 設計者の提案はもちろん尊重するが、様々なことが考えられるので、変更する可能性も同様にある。

その場合、選定された設計者と協議の上、変更するものとする。

Q43 提案は、一建築事務所につき一提案とあるが、協力者（協力事務所）を加える場合、協力事務所は複数の応募者の提案に関わる可能性も考えられる。

「応募する総括責任者の在籍する事務所につき一提案」として、協力事務所は本規定外と考えて良いか？または、協力事務所も一応募者への協力のみとなるか？

A43 A5、A9の通り。

#### 募集要項「16. 著作権、意匠及び提出図書の扱いについて」

Q44 提出図書の使用について、「入選作品を含めた応募作品を公開・展示することができる」とあるが、提出された提案書・図面などはHPで一般の閲覧に供する形で公表するのか？

A44 提案者の同意を得た上で発表する場合がある。

#### 募集要項「17. その他について」

Q45 本説明会へ参加することで、設計プロポーザルへの参加の意思表示と見做されるのか？

A45 参加の意思確認は行いません。（説明会参加者については、「参加の意思あり」と解させていただきます。）

本プロポーザルへの参加は、令和3年1月8日（金）提出締切の提案書等の提出をもって参加とする。なお、審査により、参加不適格者であるとみなされた場合には、参加を取り消します。